

# 調査・設計業務の 品質確保・向上のための説明会

あなたに、ベスト・ウェイ。



# プログラム

- これからの入札契約に関する取組について  
P1～
- 入札契約手続きの詳細について  
P7～
- 調査等請負契約に関する設計変更  
ガイドラインについて  
P19～
- 施工管理業務に関する取組について  
P73～

# これからの入札契約に関する取組

平成30年8月

あなたに、ベスト・ウェイ。



1

## これからの入札契約に関する取組 目次



- 1. 入札契約制度の考え方 . . . 3
- 2. 入札契約方式の明確化 . . . 5
- 3. 調査・設計業務のi-Constructionの取組 . . . 別紙

# 1. 入札契約制度の考え方（1）

NEXCO

- ◆当社が行う調査・設計業務は、当社的高速道路建設・管理運営事業において実施する工事の前段階で行う測量、調査・設計業務や事業の進捗に応じて実施する調査であり、その品質確保は工事の品質確保と並んで重要なもの。
- ◆また、調査・設計業務については、工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与える。

- ◆公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行

【改正品確法の記述】※第3条第11項

- 調査及び設計に関し、業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分活用されるよう等により、品質を確保する。

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

3

# 1. 入札契約制度の考え方（2）

NEXCO

- ◆NEXCO東日本では、改正された品確法の趣旨を踏まえ、基本理念にのっとり、調査設計業務の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を適切に実施

※従前からの取組を一層推進するため、8月から実施する調査・設計業務に下記の取組を適用

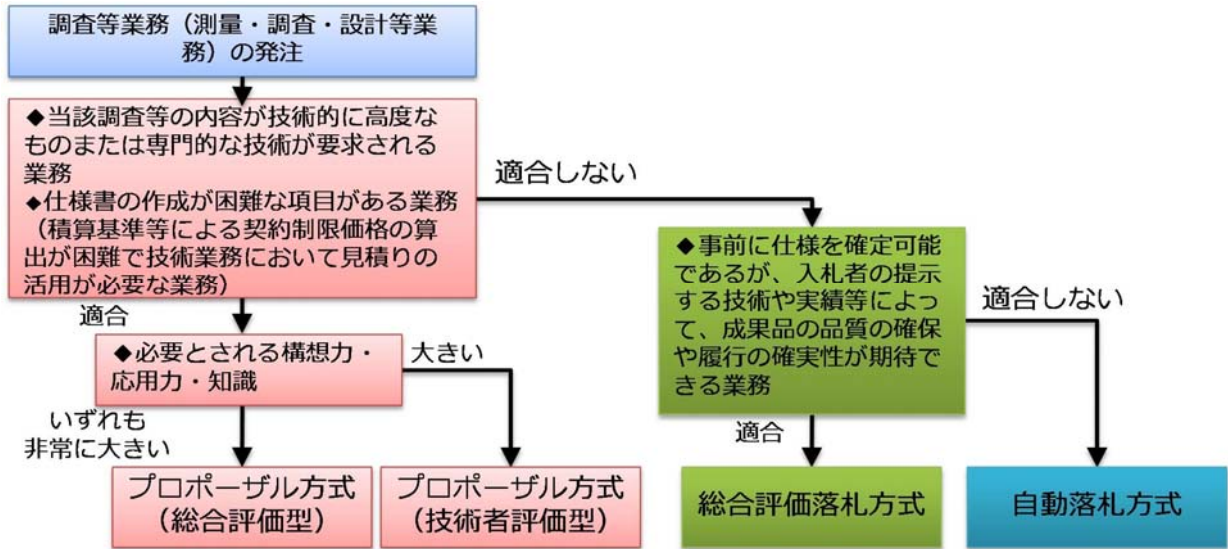
- ◆成果品の品質を確保し、円滑な事業進捗のため、調査・設計業務の入札契約制度を明確化
  - 改正品確法等の趣旨を踏まえ、技術力による選定を第一とした考え方を明確化
  - 技術力の評価基準の統一運用

4

## 2. 入札契約方式の明確化（1）



- ◆ 調査・設計業務の発注は、調査・設計の内容及び技術的な工夫の余地に応じて「落札者の決定方式」を選定
  - ◆ 技術的に高度なものや専門的な技術が要求される業務、積算基準の適用が困難な業務はプロポーザル方式を採用

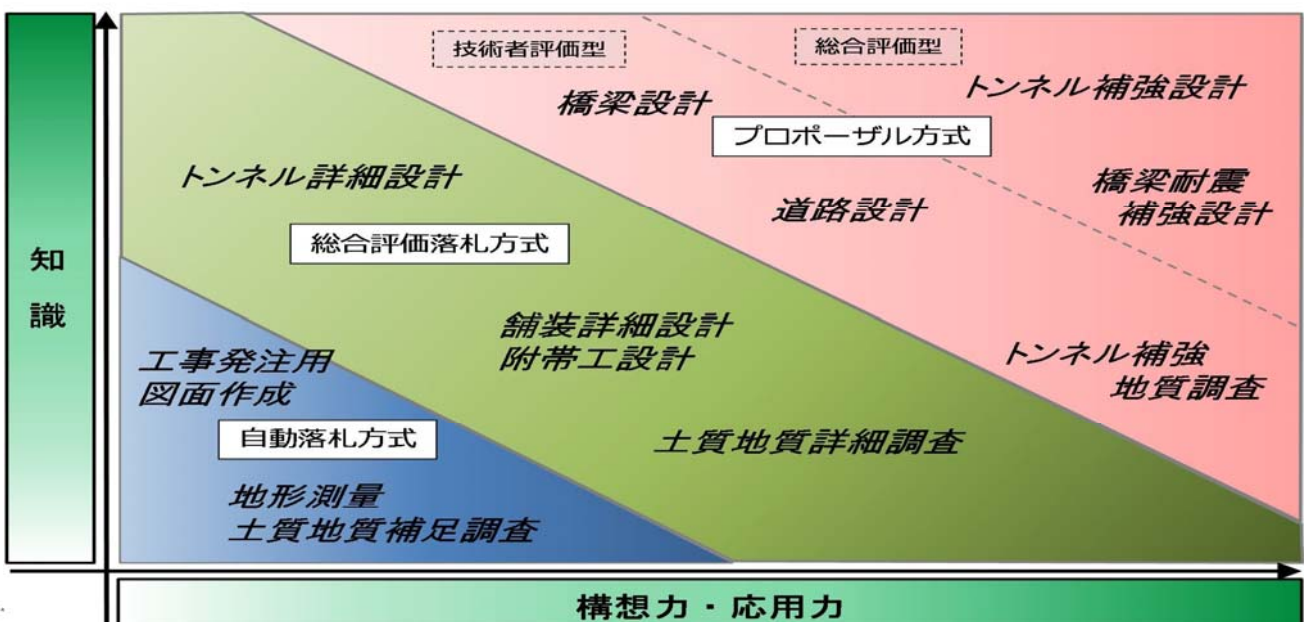


【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

## 2. 入札契約方式の明確化（2）



- ◆ 落札者の選定方式が適切に選定されるよう、業務内容に応じた基本的な発注方式も明示
  - ◆ 高速道路事業は、技術基準等の専門性のある技術や高い知識が必要であり、プロポーザル方式による発注を優先する



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 入札契約手続きの詳細

平成30年8月

あなたに、ベスト・ウェイ。



7

## 入札契約手続きの詳細 目次



1. プロポーザル方式の評価項目等	・ ・ 7
2. 総合評価落札方式の評価項目等	・ ・ 11
3. 各手続きの期間	・ ・ 14
4. 入札公告の掲載	・ ・ 15

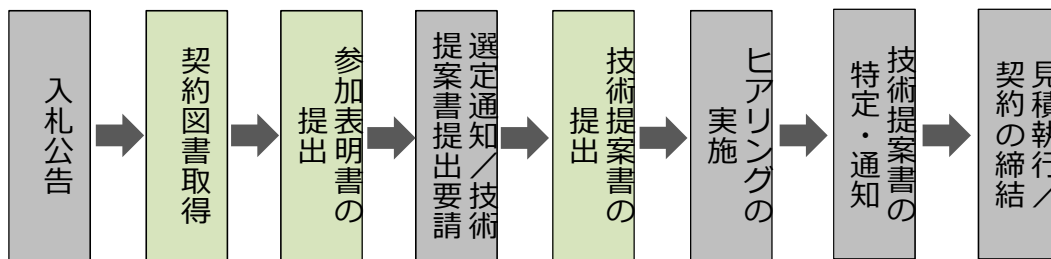
# 1. プロポーザル方式の評価項目等（1）



◆プロポーザル方式で適用する競争参加者の設定方法は、当該調査・設計業務の契約制限価格及び業務の内容に応じて設定

落札者の決定方法		プロポーザル方式 (総合評価型)	プロポーザル方式 (技術者評価型)
競争参加者の設定方法	制限価格(税込み)		
	WTO基準額以上 (6,800万円以上)	公募型プロポーザル方式	
	5,000万円以上	簡易公募型プロポーザル方式	
	250万円超	簡易公募型プロポーザル方式 または 標準プロポーザル方式	

プロポーザル方式の競争参加者の設定



プロポーザル方式の手続きの流れ



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 1. プロポーザル方式の評価項目等（2）



◆プロポーザル方式の選定時の評価項目・配点（標準例）

■プロポーザル方式・選定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式	
				総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型
参加表明書	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績	30	30	20	20
		管理技術力	施工管理業務の実績(注1)	-	-	10	10
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	-	10	10
		専門技術力	表彰実績	10	10	5	5
	事故及び不誠実な行為	資格停止措置		(-2~-5)	(-2~-5)	(-2~-5)	(-2~-5)
小計				40	40	45	45
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	30	20	20
		専門技術力	同種類似業務の実績	30	30	20	20
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	-	15	15
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否
	小計				60	60	55
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			適否	適否	適否	適否
評価点合計				100	100	100	100

(注1) 業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 1. プロポーザル方式の評価項目等（3）



## ◆プロポーザル方式の特定時の評価項目・配点（標準例）

■プロポーザル方式・特定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式		
				総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型	
特定 技術 提案 書 及 び ヒ ア リ ン グ	企業	資格・実績等	管理技術力	施工管理業務の実績(注1)			10	10
	予定 管理 技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	10	10
			専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	10	10
	予定 技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	5	5
			専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	5	5
	小計				40	40	40	40
	実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度			5	10	5	10
		実施手順			10	30	10	30
		その他(業務知識・有効な代替案)			10	20	10	20
	特定テーマに対する技術提案	全体(※複数テーマ間の整合性)			35		35	
的確性								
実現性								
独創性								
小計				60	60	60	60	
参考見積				適否	適否	適否	適否	
評価点合計				100	100	100	100	

(注1) 業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 1. プロポーザル方式の評価項目等（4）



## ◆技術評価項目・評価基準の取扱

- ✓ 企業・技術者とも実績・成績は、評価基準年は過去10年間とし、同一の技術基準を用いるNEXCO中・西とは同評価とする（国交省の実績は低減し評価する）
- ✓ 企業については、過去3年度の施工管理業務の受注実績を評価する（現契約件数で評価）

### 評価内容の細部

	評価内容	基準の考え方	(参考) 配点案				補足	
			公募型		簡易公募型			
			選定時	特定時	選定時	特定時		
参加 表明 者 ( 企 業)	企業実績	年数(有効期間)	10年	-	/	20	/	10年で割り切り 設計基準は同一であり、NEXCO 3社は同評価(公募は複数件評価) 国交省実績も評価(N3社を優位)。参加意欲の向上
		NEXCO他2社の評価						
		NEXCO以外の評価						
	施工管理 実績	年数(有効期間)	過去3年度	-	-	10	10	完了済(継続契約中含む※)の業務実績(3件10、2件6、1件3) ※同一工事区業務は1件カウント
		NEXCO他2社の評価	東のみ評価					管理技術力及び当社への貢献度を評価
	企業成績	年数(有効期間)	10年	-	/	10	/	10年で割り切り 設計基準が同一業務であり、NEXCO 3社は同評価 国交省成績も評価(N3社を優位)。参加意欲の向上
NEXCO他2社の評価								
NEXCO以外の評価								



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

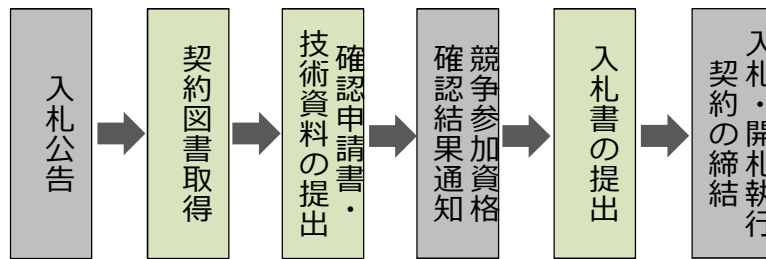


## 2. 総合評価落札方式の評価項目等（1）

◆総合評価落札方式で適用する競争参加者の設定方法は、当該調査・設計業務の契約制限価格に応じて設定

落札者の決定方法		総合評価落札方式
制限価格(税込み)		
競争参加者の設定方法	WTO基準額以上 (6,800万円以上)	一般競争入札 (WTO適用)
	5,000万円以上	一般競争入札
	250万円超	条件付一般競争入札

総合評価落札方式の競争参加者の設定



総合評価落札方式の手続きの流れ

## 2. 総合評価落札方式の評価項目等（2）

### ■ 総合評価落札方式の評価値等について

#### ■ 評価値

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

#### ■ 評価値と配点

価格評価点と技術評価点の配点バランスは、「価格1：技術2」とする。

	価格評価点		技術評価点 配点	評価値
	配点	定数		
総合評価落札方式	30	10	60	100

#### ■ 評価の方法

価格評価点 = 式① × 0.5 + 式② × 0.5

$$\text{式①} = \text{価格評価点の配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

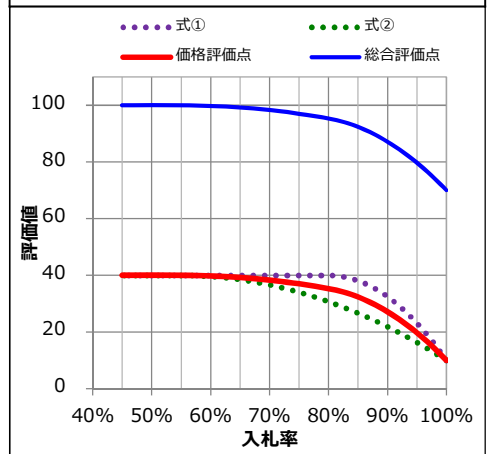
なお、入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、「価格評価点の配点 + 定数」を付与する。

$$\text{式②} = \text{価格評価点の配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

なお、入札価格が重点調査価格を下回る価格である場合は、「価格評価点の配点 + 定数」を付与する。

#### ■ 総合評価点概念図

(技術評価点満点(60点)の例)



## 2. 総合評価落札方式の評価項目等（3）



### ◆総合評価落札方式の評価項目・配点（標準例）

■総合評価落札方式の評価項目・配点（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	土木設計以外			土木設計		
				一般競争 (WTO適用)	一般競争	条件付一般競争	一般競争 (WTO適用)	一般競争	条件付一般競争
企業	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績	30	25	25	30	15	15
		管理技術力	施工管理業務の実績	-	-	-	-	10	10
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	20	20	-	20	20
		専門技術力	表彰実績	10	5	5	10	5	5
	事故及び不誠実な行為	資格停止措置	(-2~-1)	(-2~-1)	(-2~-1)	(-2~-1)	(-2~-1)	(-2~-1)	
小計				40	50	50	40	50	50
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	20	20	30	20	20
		専門技術力	同種類似業務の実績	30	20	20	30	20	20
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	10	10	-	10	10
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否	適否	適否
	小計				60	50	50	60	50
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否	
評価点合計				100	100	100	100	100	100

土木設計とは、業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計のいずれかの調査等とする。



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

## 3. 各手続きの期間



### ◆各入札契約方式の手続き期間は、資料作成に配慮した手続き期間を確保して設定

#### ■落札者決定までの標準的な日数

- (WTO基準額未満)
- プロポーザル方式
  - ✓ 35~65日 + α
- 総合評価落札方式
  - ✓ 21日 + α
- 自動落札方式
  - ✓ 21日 + α

調査等の入札契約手続きの流れ	プロポーザル方式	総合評価落札方式	自動落札方式	
施行伺い・発注依頼	業務規模確定			
技術審議会・技術審査①	選定基準の技術適性等審議	技術的事項・総合評価項目の設定審議	実施	
競争参加資格等審査委員会①	競争参加資格・選定基準の決定審議	競争参加資格・総合評価項目の決定審議	実施	
手続開始の公示(入札公示)	ホームページ掲載(WTO以上は官報告示)			
参加表明書・申請書等の提出期限	平日10日 ※求める書類 参加表明書 適宜(5~10日)	平日10日 ※求める書類 確認申請書・技術提案書 適宜(5~10日)	平日10日 ※求める書類 確認申請書 適宜(5~10日)	
技術審議会・技術審査②	参加表明書の評価	企業実績・技術者資格経験の確認・技術提案書の評価	企業実績・技術者資格経験の確認	
競争参加資格等審査委員会②	提出要請者の選定 (3~5者選定)	競争参加資格確認・技術評価点の決定	競争参加資格確認	
通知、要請等	選定通知 技術提案書の提出要請 10~40日 ※求める書類	競争参加資格確認通知	競争参加資格確認通知	
提出期限	技術提案書 適宜(5~10日)	※提出無し	※提出無し	
ヒアリング	ヒアリング 適宜(5~10日)	※提出無し	※提出無し	
技術審議会・技術審査③	技術提案書の評価	※提出無し	※提出無し	
競争参加資格等審査委員会③	技術提案書及び見積者の特定	※提出無し	※提出無し	
通知等	技術提案書特定通知 10~15日	※提出無し	※提出無し	
提出期限	見積書提出	7日程度	7日程度	
入札、見積執行 ⇒ 落札者決定	入札書提出	入札書提出	入札書提出	
落札者決定までの日数	WTO基準額以上 WTO基準額未満	70(+14)日 35~65日+α	42(+14)日 21日+α	42(+14)日 21日+α

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～



# 4. 入札公告の掲載



当社の入札公告や契約情報は、**当社HP（調達・お取引）から、随時検索、閲覧**できます。【公告日毎の表示】

<https://www.e-nexco.co.jp/>

↓下にスクロール

「調達情報」タブを選択

「入札公告を掲載しました」をクリックするとその日付の新着情報を表示

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 4. 入札公告の掲載



当社の入札公告や契約情報は、**当社HP（調達・お取引）から、随時検索、閲覧**できます。【件名や契約方法、地域での検索】

<https://www.e-nexco.co.jp/>

①ここを選択

②ここをクリック

③検索ウィンドウで検索

※契約方法や地域をしての検索が可能

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～入札契約～

# 調査等請負契約における 設計変更ガイドラインについて

平成30年8月

あなたに、ベスト・ウェイ。



19

## 調査等請負契約における設計変更ガイドラインについて～目次～

NEXCO

I. ガイドライン策定の背景と目的	・ ・ 2 1
II. 契約変更の定義	・ ・ 2 6
III. 発注方式の選定及び発注時における留意事項	・ ・ 3 1
IV. 競争手続時における留意事項	・ ・ 4 2
V. 業務履行時における留意事項	・ ・ 4 3
VI. 契約変更	・ ・ 5 6
VII. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力	・ ・ 6 5
VIII. ケーススタディー	・ ・ 7 0
X. 巻末資料 I	・ ・ 7 1

# I. ガイドライン策定の背景と目的



GL-P1 参照

## 調査等業務の特徴

基本的な業務の方針を発注者が示し、受注者が技術力を駆使し、受発注者双方の協働により高品質な成果品を作成すること。

## 求められること

発注者の適切な条件提示、業務指示及び受発注者間の十分な協議

## 予見できない事態が発生し履行内容の変更が避けられない場合

- 「協議の遅れによる設計条件提示時期の変更」
- 「条件変更に伴う業務内容の追加や変更」
- 「契約条件の変更による契約数量の変更」
- 「設計打合せ回数の増加」及びこれらの条件変更による「履行期間の延長」等

受発注者間の調査等請負契約書や共通仕様書に対する解釈の違いや打合せ結果に対する認識のズレ

特記仕様書における条件明示不足等

**変更契約の実施や変更の内容、変更費用の計上について受発注者間で齟齬が発生する場合がある**

**設計図書に基づく適切な契約変更を実施する上で、契約条件等に対して受発注者間で共通の認識を持つことが重要**

【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# I. ガイドライン策定の背景と目的



GL-P1 参照

## 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 第3条 「基本理念」第11項

「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」

## 調査等請負契約書 頭書

「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

- より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれが、契約の目的、内容について十分理解したうえで合意し、契約を締結し役割り分担を適切に行ったうえで、契約の履行に当らなければならない。
- 契約の履行及び変更並びに業務円滑化を図るためには、発注者と受注者の双方が、契約条件の内容、契約変更が可能なケース、手続きの流れ、留意点等について十分理解しておく必要がある。

◆ 調査等請負契約における設計変更ガイドラインは、契約条件の内容、契約変更が可能なケース、手続きの流れ、留意点等について受発注者間の共通認識とするために調査等請負契約書及び調査等共通仕様書を補完し、価格と品質に優れた調達を実現し、円滑かつ公正適切な契約手続きに資することを目的に策定



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# ガイドラインの構成（1）



GL-目次参照

<b>I. ガイドライン策定の背景・目的</b>	
1. 策定の背景	1
2. ガイドライン策定の目的	1
<b>II. 契約変更の定義</b>	
1. 契約変更とは	3
2. 契約変更の基本思想	3
3. 契約書類の用語の定義等	4
<b>III. 発注方式の選定及び発注時における留意事項</b>	
1. 発注方式の選定	6
2. 条件明示(特記仕様書作成上の留意点)	7
3. 積算上の留意点	30
4. 履行期間の設定	31
<b>IV. 競争手続時における留意事項</b>	
1. 競争手続中の設計図書の疑義の解決	33



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# ガイドラインの構成（2）



GL-目次参照

<b>V. 業務履行時における留意事項</b>	
1. 現地踏査に係る留意事項	34
2. 打合せに係る留意事項	35
3. 工程管理に係る留意事項	36
4. 業務履行時の確認事項	38
5. 調査等指示簿による適切な業務指示(書面主義)	40
6. 設計業務における設計照査の留意点	41
<b>VI. 契約変更</b>	
1. 契約変更のフローと関係する条文	42
2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説	43
3. 契約変更に係る受発注者間のリスク分担	49
<b>VII. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力について</b>	
1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的	52
7. 三者協議会の具体事例	54



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

## Ⅷ. ケーススタディー

1. 積算基準の適切な運用	56
2. 設計変更の適正な実施	58

## Ⅸ. おわりに

## X. 巻末資料Ⅰ

1. 設計業務執行の留意点	64
---------------	----

## XⅠ. 巻末資料Ⅱ

1. 業務履行時の確認項目(設計図書の点検項目)	72
2. 業務履行上の留意事項	86

# Ⅱ. 契約変更の定義

### 定義

契約変更とは、条件変更等（調査等請負契約書第18条）、設計図書の変更等（第19条）及び業務の中止（第20条）等に基づき履行期間又は請負代金を変更するために、契約の変更を行うことを言います。

既存の契約の目的を大きく変更する必要が生じ、変更前後で契約の同一性が保たれない場合には、当初契約の枠内で扱う理由がなく、全く別の契約として新たに契約を締結すべきです。

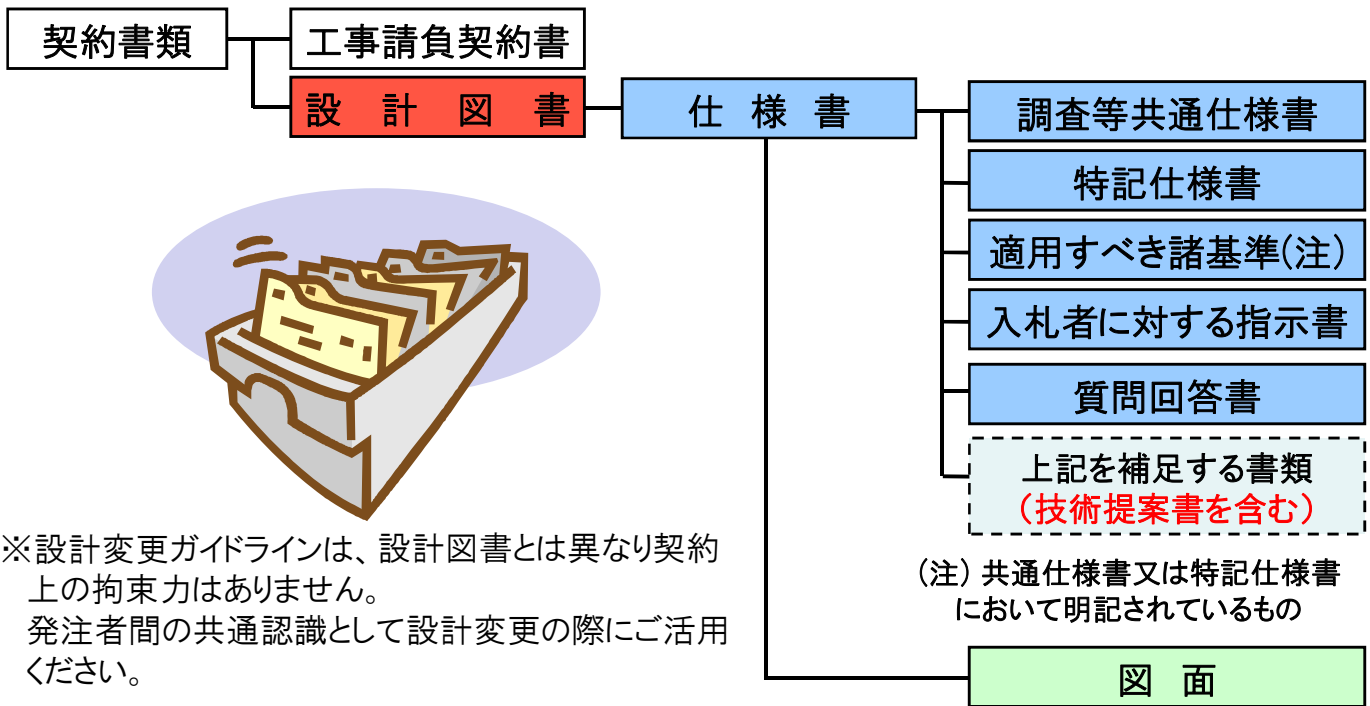
契約の目的や契約当事者を変更せず「更改」が必要な場合に該当しない時でも、数量、請負代金、完了期限やその他契約条項を著しく大きく変更する必要が生じた場合には、変更契約に抛ることができず、既存の契約を解除し、新たに契約を締結する必要があります。

# 《参考》基本事項・・・設計図書とは



## ■NEXCO東日本における契約書類の体系

GL-P4参照



※設計変更ガイドラインは、設計図書とは異なり契約上の拘束力はありません。  
発注者間の共通認識として設計変更の際にご活用ください。

(注) 共通仕様書又は特記仕様書において明記されているもの



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# 《参考》基本事項・・・設計図書とは



第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の図面及び仕様書（「調査等共通仕様書」（東日本高速道路株式会社）にいう仕様書をいう。以下これらの図書を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。



「契約書」と「設計図書」は、  
契約上の拘束力を有する書類



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL



# 《参考》 契約書類の解釈

## 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束

## 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合

特記仕様書 > 図面 > 共通仕様書の順に優先

## 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない

# 《参考》 解除権

## (発注者の解除権)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (受注者の解除権)

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

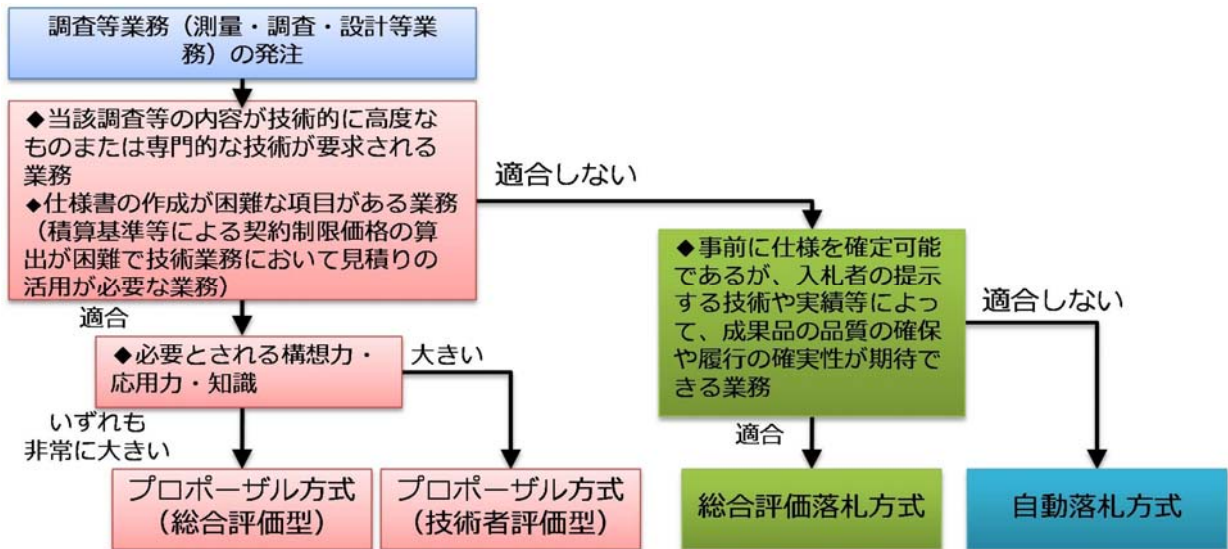
四 発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。

# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 1. 発注方式の選定

GL-P6参照

- ◆ 調査・設計業務の発注は、調査・設計の内容及び技術的な工夫の余地に応じて「落札者の決定方式」を選定
  - ◆ 技術的に高度なものや専門的な技術が要求される業務、積算基準の適用が困難な業務はプロポーザル方式を採用



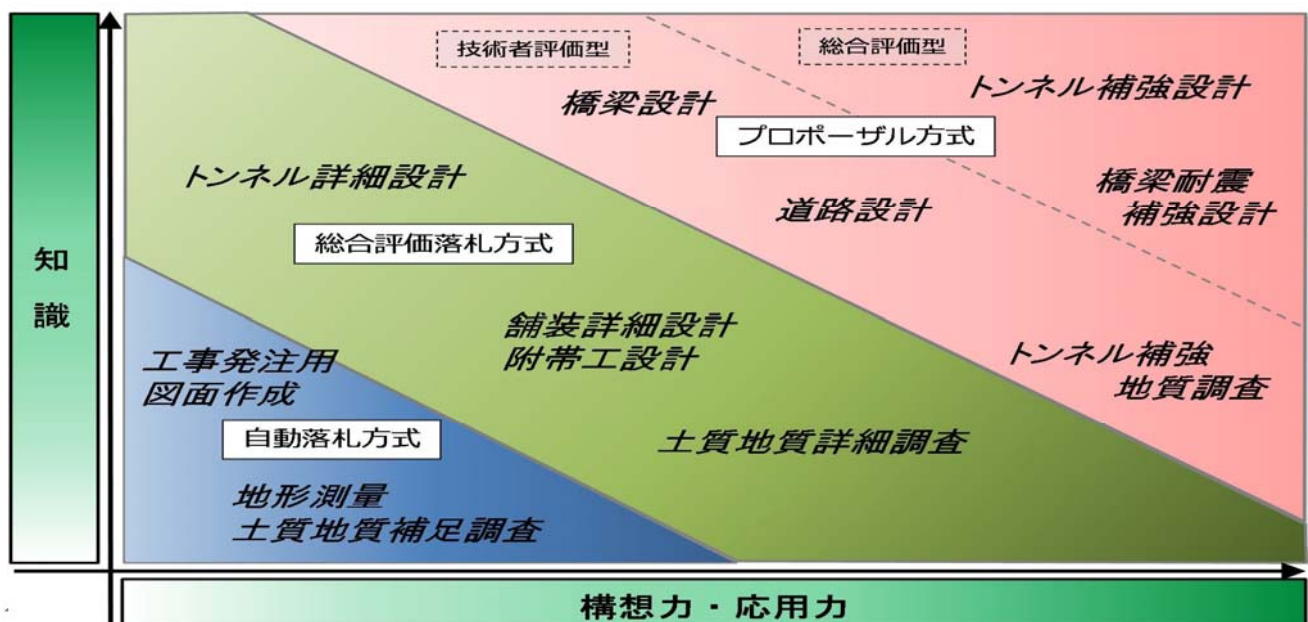
【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 1. 発注方式の選定

GL-P7参照

- ◆ 落札者の選定方式が適切に選定されるよう、業務内容に応じた基本的な発注方式も明示
  - ◆ 高速道路事業は、技術基準等の専門性のある技術や高い知識が必要であり、プロポーザル方式による発注を優先する



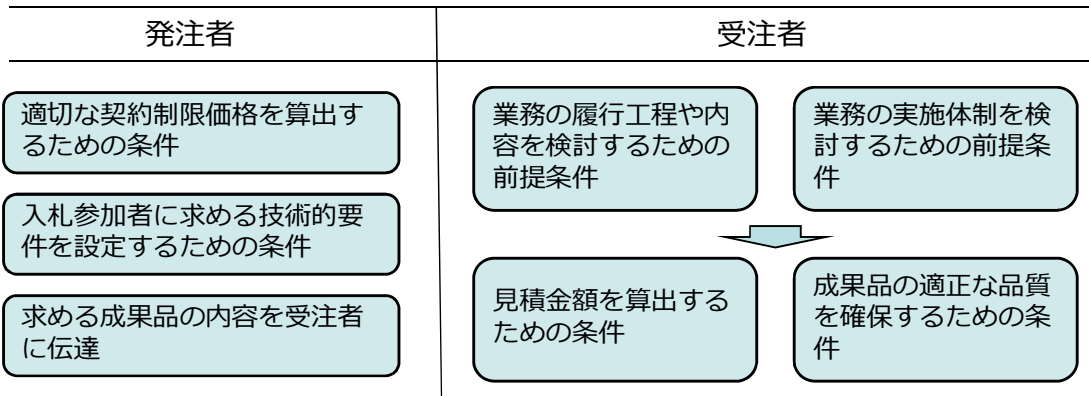
【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

## 2. 条件明示

GL-P7参照

当初契約時に適切に契約条件を明示することが、適切な契約の履行のために必要



### 明示すべき条件の視点

- 契約条件に変更が生じた場合には契約変更を行い、設計図書で求める成果品と実際に納品される成果品が異なることのないようにしなければならない。
- 業務履行中に発注者の指示のもと、各種検討の結果として成果を作成した場合は、各種検討内容についても成果品に含めるとともに最終的な成果品の費用だけでなく、検討に要した適正な費用を支払わなければならない。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# 「部分引渡し」と「部分使用」の違い

GL-P11~13参照

「部分引渡し」及び「部分使用」は特例規定のため協議により契約の履行条件（設計条件）を決定しながら業務を進める必要がある場合を除いては、原則、「部分引渡し」、「部分使用」が発生しないよう、調査等業務、工事の発注工程を調整しなければならない。

	部分引渡し	部分使用
契約書条文	第37条	第33条
共通仕様書	1-33 一部完了検査	1-35 部分使用
検査	一部完了検査	部分使用検査
請負代金の支払い	有	無
成果品の所有権	発注者に移転	受注者に帰属

- 調査等業務の完了前に工事発注等に成果品の一部を使用する場合には、部分引渡しが必要
- 部分使用により一部を使用する場合には、用途を限定



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# 「部分引渡し」の具体的な明示



GL-P12参照

特記仕様書において、「部分引渡し」及び「部分使用」の時期を具体的に明示する。

## 【特記仕様書記載例】

### 〇-〇 部分引渡しに関する事項

契約書第37条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
〇〇橋の下部工設計（P〇～P〇）	平成〇年〇月
SAT〇〇〇～〇〇〇間の道路設計	平成〇年〇月

※ 工事において設計成果が必要な場合（設計図書とする場合）等に記載



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# 「部分使用」の具体的な明示



GL-P12参照

特記仕様書において、「部分引渡し」及び「部分使用」の時期を具体的に明示する。

## 【特記仕様書記載例】

### 〇-〇 部分使用に関する事項

共通仕様書1-35の規定に基づく部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

種別	内容	使用開始時期	使用理由
〇〇橋の下部工設計（A1橋台）	構造一般図	平成〇年〇月〇日	別途実施する調査等業務に使用するため
〇〇橋の下部工設計（A1橋台）	構造一般図	平成〇年〇月〇日	一般国道の道路管理者との交差協議に使用するため
SAT〇〇〇のボックスカルバート設計	全て	平成〇年〇月〇日	別途実施する調査等業務に使用するため

※ 別途実施する調査等業務や対外協議において当該設計成果が必要な場合等に記載する。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# 部分使用の成果品の修正の取り扱い

NEXCO

GL-P61参照

成果品の引渡し前に部分使用により使用した成果品について、修正が必要となった。この場合の費用はだれが負担するのか？

## 対応策

部分使用を行うためには、**部分使用検査を実施し、成果品が契約図書に適合していることを確認し、受注者の同意を得た後に使用**することになる。

したがって、**部分使用後に新たに修正が必要となる場合とは、何らかの条件変更や設計図書を変更する必要性が発注者側に発生したため修正を行うため、発注者は契約書第18条又は第19条に従い契約変更を行い、必要があると認められる場合には、履行期間若しくは請負代金額を変更し必要な費用を支払わなければならない。**

ただし、その修正が、**計算ミスや転記ミス等の受注者の帰責事由による場合は、受注者の負担により修正**することになる。

(引渡し前における成果品の使用)

第33条 発注者は、第31条第3項若しくは第4項または第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても成果品の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、**必要な費用を負担しなければならない。**



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

37

# 「部分引渡し」と「部分使用」の留意点

NEXCO

GL-P11-13参照

- 「部分引渡し」と「部分使用」について契約条件として具体的に明示されているか確認
- 引渡し及び使用開始時期を踏まえた工程管理（打合せ、照査等）
- 部分使用中の成果品について発注者は、加工変更はできない
- 部分使用を行うためには、部分使用検査を実施し成果品が契約図書に適合していることを確認
- 部分使用により使用した成果品の修正は、条件変更又は設計図書を変更する必要性が発注者側に発生したために行うため発注者が契約書第18条又は第19条に従い契約変更を行い費用を負担する（受注者の帰責事由による場合を除く）



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

38

## Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

### 3. 積算上の留意点

GL-P30参照

#### 発注者の責務

業務成果物の品質確保ができる適正な発注金額を積算しなければならない。

#### I. 業務数量・履行条件の適切な設定

- ▶発注者は、特記仕様書に現地条件を明示するとともに、現地条件を適切に反映した積算を実施しなければならない。
- ▶契約後に業務の進捗により業務の履行条件が確定する場合、又は、協議等により業務履行条件の変更があらかじめ想定される場合には、その旨を特記仕様書に明記するとともに、変更となった場合には適切な契約変更をしなければならない。

#### II. 積算基準の適切な運用

- ▶積算基準の適切な運用に努めることとし、歩掛りの低減率や補正係数の適用については、業務内容と積算基準の適用条件を十分理解したうえで適切に判断しなければならない。

#### III. 積算基準が適用できない場合の見積りの活用

- ▶積算基準の適用が困難である場合には、入札手続きの過程で入札参加者より見積りの提出を求め契約制限価格に反映させる方式を活用（十分な条件明示と適切な見積もり期間の確保）



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

39

## Ⅲ. 発注方式の選定及び発注時における留意事項

### 4. 履行期間の設定

GL-P31参照

#### 履行期間の設定

#### I. 照査期間の確実な確保

- ▶照査は業務ステップごとに行われるため当初契約の履行期間を設定する場合には、照査に要する期間についても確実に確保しなければならない。
- ▶履行期間を延長しなければならない場合についても照査に要する期間を考慮のうえ、延長する期間を設定しなければならない。（**設計業務では1カ月程度の照査期間を確保**）

#### II. 協議期間・貸与資料・過去業務内容の整理を考慮した履行期間の設定

- ▶発注者は、協議等の解決見込み時期の遅れを考慮し、当初発注時には、協議等の遅れを考慮した適切な履行期間を設定するとともに、協議等の解決見込み時期に設定については過去の協議状況等を参考にして適切な時期を設定しなければならない。
- ▶発注者は、業務発注時に速やかに貸与資料を受注者に貸与する必要がある。また、貸与資料とともに当該業務に関連する過去の調査・測量・検討・設計業務についても、一覧表などにまとめ、受注者が速やかに業務開始が可能となるようにする必要がある。過去の業務内容などを当該業務の中で再度整理するなどの場合は、業務着手前の資料整理・準備期間を通常の作業計画立案期間以上確保する必要がある。

#### III. 業務内容確認検査を考慮した履行期間の設定

- ▶業務内容確認検査で合格した後、成果品の製本、電子納品データ作成、電子納品データのNEXCO総研への送付・受領書の受領まで概ね1か月程度考慮すること



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

40

## 《参考》 受注者の請求による履行期間の延長



### (受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰さない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



## IV. 競争手続時における留意事項



### 競争手続中の設計図書の疑義の解決

GL-P33参照

入札参加者は、契約書、設計図書及び現場を熟覧のうえ入札に参加

- ▶設計図書に疑義があるときは、契約担当部署へ質問書を提出  
⇒入札条件の確認機会



#### 【発注者】

質問が多く出されるということは、入札参加者が入札金額を算出するに際し、**履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示す**ものとして認識しなければならない。



## V. 業務履行時における留意事項

### 1. 現地踏査に係る留意事項

NEXCO

GL-P34参照

#### 契約後に受注者が行う現地踏査

現地踏査の際に、設計図書と現地条件が異なる場合には、受注者は直ちに発注者に通知し確認を請求しなければならず(契約書第18条第1項第4号)、受注者から確認の請求を受けた発注者は、受注者立会いのもと調査を実施しなければならない(契約書第18条第2項)。

#### 合同現地踏査

契約上は、受注者が現地踏査を行い、受注者からの請求を受けた場合に、発注者は受注者立会いのもと調査を実施することとなっている。しかし、契約条件の共有や円滑な業務進捗に寄与する目的から、受注者の現地踏査に、発注者も立会うことで、現地状況等の把握のほか、業務の課題、契約内容についての確認を行い、受発注者双方が、契約の目的を共有し、円滑な業務進捗と適正な契約の履行が可能となる。なお、合同現地踏査実施の業務については、特記仕様書にその旨の記述を行うこととする。

## V. 業務履行時における留意事項

### 2. 打合せに係る留意事項

NEXCO

GL-P35参照

#### ◆業務の打合せ

業務内容が発注者の意図しているものか、発注者の方針に従い受注者の業務が履行されているかを確認するとともに、業務の進捗に伴い、次の業務ステップに対する発注者の方針を伝達し受発注者の協議により方針を決定する場でもある。

#### ◆打合せに挑む受発注者の体制

業務方針を決定できるメンバーにより挑む。

(発注者の体制として、事務所のみでは方針決定ができない場合においては、あらかじめ支社と調整し方針決定しておくか、打合せの場に支社担当課や支社の専門部署の同席を求めるなど)

※業務執行の留意点(巻末資料I)に、関連資料あり



# V. 業務履行時における留意事項

## 3. 工程管理に係る留意事項

NEXCO

GL-P36参照

### ◆適切な工程管理

業務ステップごとの適切な履行期間を確保するために重要である。

発注者は、特記仕様書に記載した条件と業務契約後に受注者から提出される計画工程表に基づき、関連する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示等の時期を管理しなければならない。

### ◆マイルストーン管理手法による工程管理

受注者が作成し提出する計画工程表はマイルストーン管理手法による計画工程表（ガイドラインP37参照）とし、品質確保と履行期間管理を目的に、監督員と管理技術者が中心となって十分協議し作成しなければならない。

また、当初作成時点(当初条件設定)と変更経緯(変更条件)を明確にするために、業務の進捗に応じて更新し、設計打合せの都度、受発注者双方で確認するものとする。これにより、業務の履行状況を監督員と受注者の双方で共有し、進捗状況及び懸案事項を確認しながら業務を実施する。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

45

## 《参考》打合せ費の適切な計上

NEXCO

GL-P57参照

GL-P67参照

積算基準には設計種別により標準の打合せ回数が計上されているが、複雑な橋梁設計などは標準の打合せ回数に加え、支社等との打合せが必要となる場合がある。このような場合の積算方法は？

### ～対応策～

積算基準の打合せ回数は標準であり、計上する打合せ回数については設計内容により必要な回数を計上し積算を行う必要がある。

調査等業務においては、共通仕様書1-22打合せにあるとおり、業務の履行にあたっては、受発注者間で十分打合せを行う必要があり、発注者は必要な費用を計上しなければならない。

**類似業務の実績から、標準打合せ回数に追加する支社等との打合せ回数が想定できる場合には、あらかじめ、打合せ場所を支社とした費用を計上すべきである。**

なお、打合せの回数場所は特記仕様書に明記するとともに、契約後に受注者が作成し提出する、計画工程表で打合せ時期・回数を受発注者間で確認する必要がある。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

46

## 《参考》打合せ費の条件明示



打合せの回数場所は特記仕様書に明記するとともに、契約後に受注者が作成し提出する、計画工程表で打合せ時期・回数を受発注者間で確認

GL-P57参照

GL-P67参照

### 【特記仕様書記載例】

#### ○-○ 打合せ

本業務における打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、業務内容確認を含め、○回とする。打合せの検測数量は、1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

ただし、業務内容に追加、変更が生じた場合には、打合せ回数の増減に伴う費用について、別途監督員と協議する。

関係機関協議に受注者の同行を求めることが想定される場合には特記仕様書に明記しなければならない。

契約後に発注者が同席を追加指示した場合、又は発注者の都合により想定した協議会数が大幅に変更となった場合には、条件変更に該当するため、例え打合せが一式計上されていたとしても、これを変更し、必要な費用を支払わなければならない。

### 【特記仕様書記載例】

#### ○-○ 関係官公署等との協議

関係官公署等との協議は、原則として発注者が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない、受注者は、協議案件に熟知した者を参加させるものとし、協議内容を直接理解し、業務履行の確実な進捗に努めなければならない。なおこれに要する費用は、別途協議するものとする。



NEXCO  
東日本

【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

47

## 《参考》打合せ費の変更



GL-P62参照

当初契約時に特記仕様書に記載した打合せ回数に加え、支社との打合せが追加になった。このような場合の変更方法は？

### ～対応策～

一式で計上されているものについては変更できないとの誤認が見受けられるが、これは、当初契約時の条件に変更がなかった場合に適用される。

調査等積算基準1-7にもあるとおり、**発注者の責（追加の指示や業務内容の変更、支社等との打合せの追加）で追加の打合せが発生した場合には、受発注者協議のうえ、必要な場合には条件変更として契約変更を行わなければならない。**

#### 調査等積算基準 1-7設計変更の事務手続き1-7-1

(4) 交通費・日当・宿泊費等における一式で計上される固定的と考えられるものについては、設計図書に明記されている場合を除き変更の対象とはならない。ただし、追加される新規工種又は測量、土質地質調査で数量の増減等により比例する宿泊費及び日当についてはこの限りではない。

※打合せは、回数だけでなく、実施者・内容規模と回数を「一式」として計上しているため、単純に回数の増減だけで判断するのではなく、計画工程立案時点で回数・内容・規模を合わせた確認と協議が必要。



NEXCO  
東日本

【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

48

# V. 業務履行時における留意事項

## 4. 業務履行時の確認事項

GL-P38参照

### 4.1 設計図書の点検

受注者は自らの負担による「設計図書の点検」が義務付けられている。

#### 調査等共通仕様書1-5-2 設計図書の点検

受注者は、自らの負担により契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の点検を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その指示を受けなければならない。

### 4.2 設計図書の点検の範囲 ～受注者が実施する点検の視点～

- ① 適用すべき書基準と整合した業務内容となっているか
- ② 設計図書と減とが整合しているか
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
- ⑤ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、若しくは実施済み内容が明示されているか

### 4.3 設計図書の点検範囲を超えるもの

構造計算書、安定計算書の再計算によるチェックを行う等積極的な照査を受注者に義務付けるものではない。

- ① 応力計算を伴う既存成果の照査
- ② 関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③ 設計計算結果と図面（配筋詳細など）整合性照査

受注者の点検の結果、さらに追加でこれらの照査が必要な場合、発注者がその費用を負担するものとし、受注者は照査の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について監督員と協議するものとする。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

49

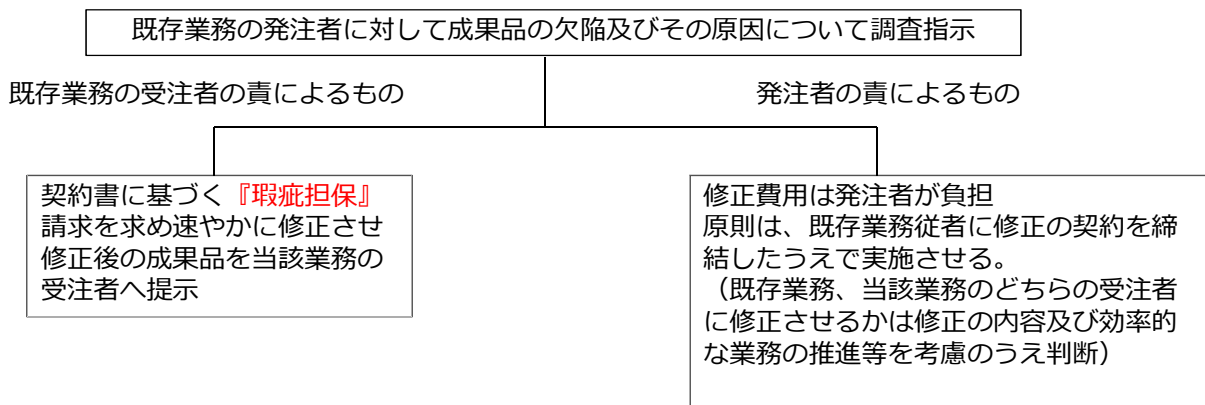
# V. 業務履行時における留意事項

## 4. 業務履行時の確認事項

GL-P39参照

### 4.5 既存設計等の誤りに関する取扱い

発注者から貸与された既存の完了した業務の成果品に誤り等があることが発見された場合は、契約書第18条の規定に従い、速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。



※責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に当該業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなくてはならない。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

50

## V. 業務履行時における留意事項

### 5. 調査等指示簿による適切な書面主義

NEXCO

GL-P40参照

調査等指示簿が適切に発出されずに業務の履行が行われた場合、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更の費用計上における問題となる場合がある。

#### 未然に防止するために

受発注者間で打合せ等により合意した内容については、調査等打合せ簿に適切に記載し受発注者間で書面にて確認するとともに、業務内容を変更する場合には、発注者は、調査等指示簿により変更を指示しなければならない。

(現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等により当初契約内容の変更や追加が生ずる場合、発注者が、契約書第18条及び19条の規定に基づく調査等内容の変更または設計書図書の訂正に伴う請負金額変更協議対象の有無、履行期間変更協議対象の有無の指示を行うことになっている。)

## V. 業務履行時における留意事項

### 5. 調査等指示簿による適切な書面主義

NEXCO

GL-P40参照

業務の履行に伴い生ずる指示等については、必ず、調査等業務指示簿により、書面で行わなければならない。

業務の進捗に伴い生じた、業務内容の確認、変更及び追加等について、その都度、調査等打合せ簿に記載し、変更追加となる業務の契約内容、費用及び工期等の契約上の取扱いを調査等業務指示簿で明確にしておく

調査等請負契約書 第2条（調査等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。



# 《参考》設計照査の手引き（3. 赤黄チェック）



- 設計不具合の主要因であるデータ入力時の単純ミス等を減らすための照査手法として掲載。

■ 確認マークを黄色で入れ、修正箇所の訂正を赤色で記入し、修正結果の確認マークを青色で行う。

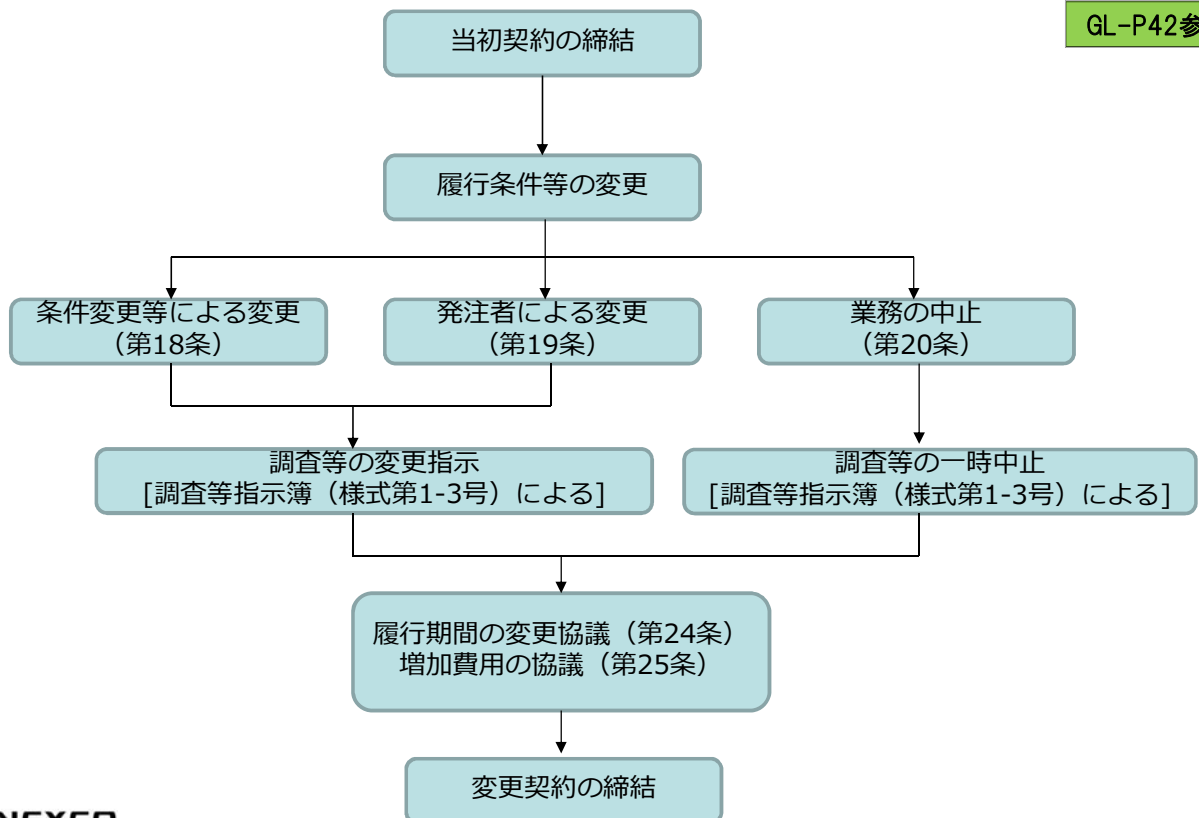
■ 実施対象は下表のとおり。

設計種別	設計区分
道路設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計</li> <li>協議用図面作成後の詳細設計</li> <li>幅杭設計4車線設計後の完成4車線設計</li> <li>幅杭設計4車線設計後の暫定2車線設計</li> <li>1期線工事完了後の2期線部詳細設計</li> </ul>
連絡等施設設計 (BS除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計</li> <li>協議用図面作成後の詳細設計</li> <li>幅杭設計後の詳細設計</li> </ul>
附帯工設計 (溝渠工・擁壁工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計</li> <li>概略一般図作成後の詳細設計</li> </ul>
舗装設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計</li> </ul>
構造物設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計</li> <li>詳細設計</li> </ul>
トンネル設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計</li> </ul>



## VI. 契約変更

### 1. 契約変更のフローと関係する条文



GL-P42参照



# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説



GL-P43参照

### 2.2.条件変更等（第18条）

(条件変更等)  
第18条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した時は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。  
一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）  
二 設計書に誤謬または脱漏があること  
三 設計書図書の表示が明確でないこと  
四 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること  
五 設計図書に明記されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(1) 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）

《解説》  
共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。  
図面に書かれた数字と図面から読み取って得た値との間に相違がある場合は、数字が優先すること。



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# VI. 契約変更

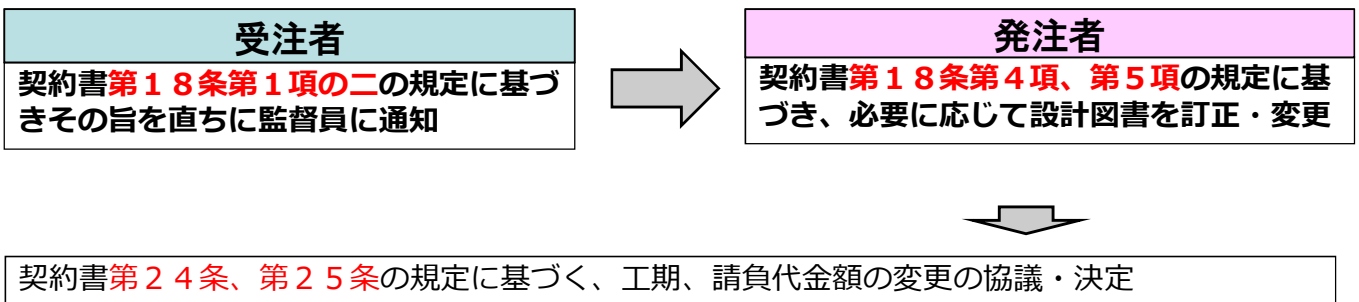
## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説



GL-P43参照

(2) 設計書に誤謬または脱漏があること

《解説》  
受注者は、設計図書が誤っていると思われる場合又は表示すべきことが表示されていない場合は、信義則上、これらの点を発注者に確認すべきとしたものであり、発注者はそれが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# VI. 契約変更

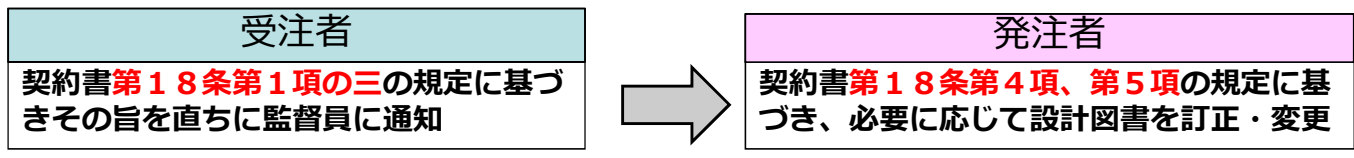
## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説



GL-P44参照

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

《解説》  
設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行にあって判断がつかない場合などのこと。この場合において、受注者が勝手に判断して業務を続けることは不適當である。



契約書第24条、第25条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# VI. 契約変更

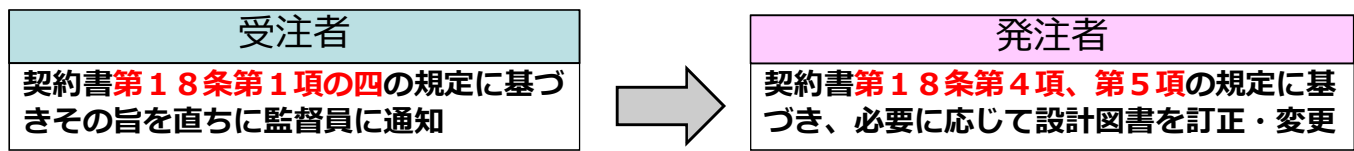
## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説



GL-P44参照

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること

《解説》  
履行条件が設計図書と異なるときは、調査手法や設計条件等の変更が必要となる場合がある。



契約書第24条、第25条の規定に基づく、工期、請負代金額の変更の協議・決定

GL-P58参照

【事例】

①道路詳細設計においては地形区分により補正を行うが、設計実施後にこれらの地形区分に延長が変更になった場合  
注) 当初契約時の、特記仕様書に地形区分ごとの延長を明記、又は、地形区分が判読可能な平面図を参考図として添付するなど、当初に条件を明示することが必要

②協議用図面作成において協議過程で追加資料の作成が必要になった場合  
注) 協議用図面について必要な図面枚数等を当初の契約条件として明示  
協議の過程で、追加の図面、検討資料(最終的な成果とはならなかった比較検討のための資料を含む)が発生した場合には条件変更として契約変更を実施し必要な費用を支払わなければならない。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL



## VI. 契約変更

### 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

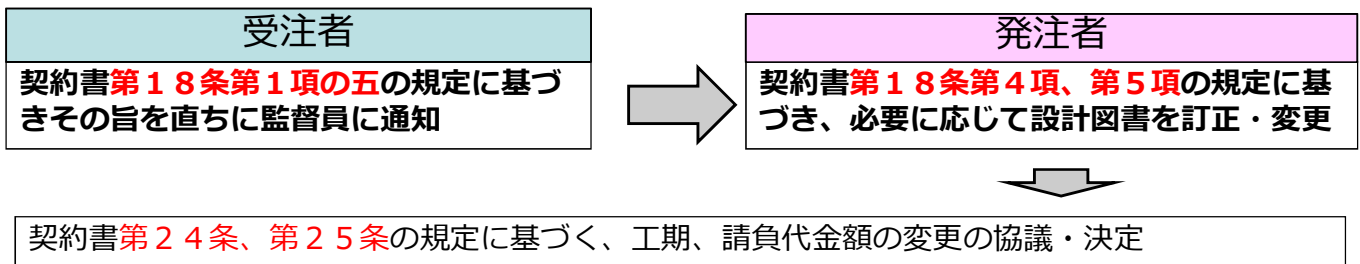
NEXCO

GL-P44参照

(5) 設計図書に明記されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

#### 《解説》

当初は予期することができなかつたために設計図書に履行条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が履行条件となる場合



NEXCO  
東日本

【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

61

## VI. 契約変更

### 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説

NEXCO

#### 2.3.設計図書等の変更（第19条）～発注者による変更

GL-P44参照

#### （設計図書の変更）

第19条 発注者は前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第21条において「設計図書」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 《解説》

発注者は、業務の履行途中において、その意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合、発注者自らの意志で設計図書を変更できることとしている。  
ただし、原設計を根本から変えるような変更が生じた場合には、別途契約を結ぶことが適当である。

#### 【事例】

① 橋梁の基本詳細設計として発注したが、形式検討が必要になった場合

GL-P59参照

構造物設計における基本設計、詳細設計は調査等共通仕様書に規定されているとおり、橋梁一般図作成又は計画設計において、既に形式決定された構造物に対する設計を行うものである。

したがって、発注者側の理由により基本設計・詳細設計の段階で、形式検討が必要となった場合には、契約書第19条に規定する「設計図書の変更」に該当し5-7-1橋梁一般図作成、又は5-7-2計画設計に基づく必要な費用を計上しなければならない。

なお、受注者が当初発注の条件に従い、基本設計、詳細設計に既に着手しており、かつ形式検討の結果により当初発注の形式と異なる場合には、着手した部分に係る費用についても契約書第19条の規定に従い、必要があると認められる場合には、発注者は必要な費用を負担しなければならない。

【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

62

# VI. 契約変更

## 2. 請負契約書における契約変更に係る条文の解説



GL-P45参照

### 2.4.業務の中止

業務の全部又は一部の施工について監督員が**一時中止を指示**した場合（契約書第20条）

《解説》

- 受注者の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、**受注者が業務を行うことができないと認められるときは**、監督員は「契約書第20条」の規定により業務の全部又は一部の施工を中止させなければならない。⇒**発注者の中止義務**
- 監督員は、業務の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要がある場合と認められるときは、**増加費用の負担**を行う。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

## 《参考》設計変更の事務手続き



測量、土質地質調査、環境関係調査、設計、試験及びその調査等の契約は総価契約

1. 設計変更に伴い、契約済みの工種（在来工種）に増減が生じる場合には、受注者から提出された内訳書の単価に基づき金額を通知し、既契約金額との増減額を受注者に通知し、承諾書を徴収した後契約を変更する。
2. 設計変更に伴い、名称又は細目の一部に未契約の工種（新規工種）が生じる場合においては、高速道路会社の積算要領等に基づいて設計金額を作成し、見積り方通知書を交付し、見積書を徴収した後契約を変更する。この場合、率をもって算定される諸経費、その他原価及び一般管理費等については、調査等積算基準 1-7-2 により計算

《記載例》 新規工種の諸経費（SN1）  
 $S_{N1} = A_{N1} \times X_{K0} / X \times a_{K1}$

$A_{N1}$ ：新規工種の直接費の合計（高速道路会社積算単価による）  
 $X$ ：高速道路会社の当初積算金額（直接費+諸経費）  
 $X_{K0}$ ：当初契約金額(税抜き)（直接費+諸経費）

$a_{K1} = a_{K0} / a \times a1'$   
 $a_{K0}$ ：当初契約の諸経費率  
 $a$ ：当初積算での諸経費率  
 $a1$ ：設計変更時の諸経費対象額をも基に発注時の発注者積算要領により算出した諸経費率で、  
 $a1'$ 算出に用いる諸経費対象額は下記のとおりとする。  
 $a1'$ 算出時用いる諸経費対象額 =  $A_{D1} + A_{K1}$   
 $A_{D1}$ ：高速道路会社当初積算単価に設計変更後の在来工種の数量を乗じた直接費の合計



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

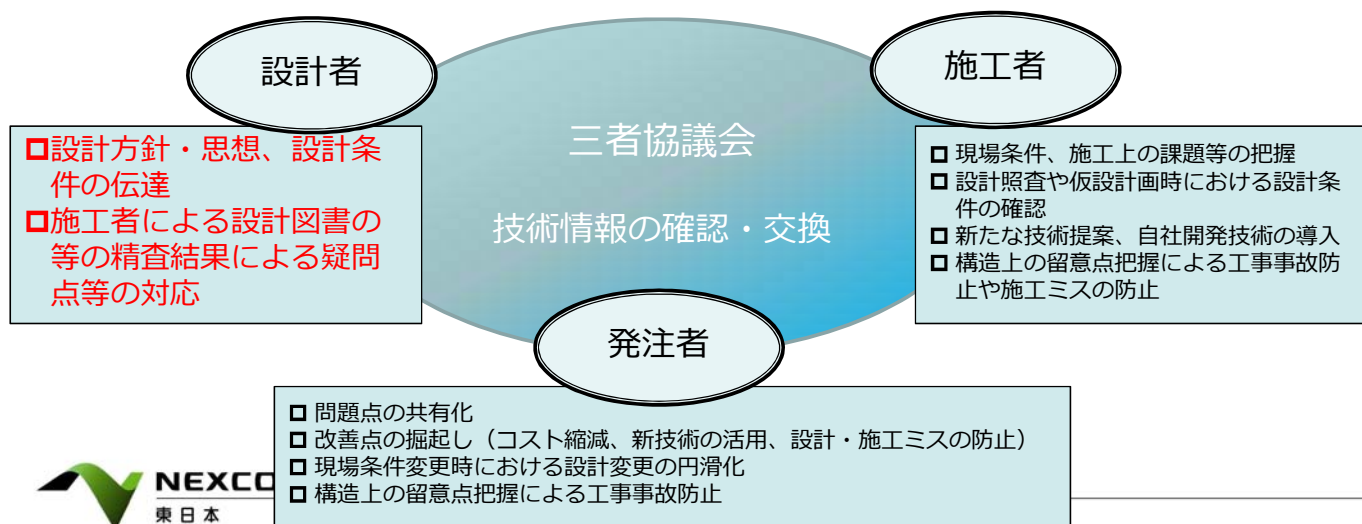
# Ⅶ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的

GL-P52参照

設計施工協同連絡会議(三者協議会)の目的

- ◆ 工事の品質確保を促進するために、工事の「施工者」、当該工事の設計を実施した「設計者」及び「発注者」が一堂に会して、**工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に係る理解を深め工事の品質をより向上させること。**
- ◆ 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計変更を行う場合に**適切な方針を得るために、協同して技術情報の確認及び交換**を行い、併せて一層の技術力向上に資すること。



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# Ⅶ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 2. 三者協議会を実施する工事～5. 三者協議会の内容

GL-P53参照

### 三者協議会を実施する工事

原則すべての工事を対象

### 三者協議会の開催時期

- ◆ 原則として工事着手前に実施
- ◆ 施工途中においても受発注者いずれかの発議により必要の都度実施

### 三者協議会の内容

- ◆ 三者協議会の構成は、発注者、施工者及び設計者の三者で構成する。
- ◆ 三者協議会の開催は、施工者及び設計者の申出を発注者が認めた場合を含めて発注者が決定する。また、三者協議会の開催に係る調整及び事務は、発注者が行う。
- ◆ 予期し得ぬ現地状況の変更に伴い、原設計を変更する必要性を検討する場合において、設計者がその変更に関する技術的所見を求められた場合は、設計者は知りうる条件の範囲に限ってその所見について責任を負う。ただし、所見に基づく原設計変更の実施判断は発注者が行うこと。
- ◆ 三者協議会の開催に伴い原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処する。
- ◆ 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者、及び設計者の三者で協議して対処する。
- ◆ 原設計の変更が必要な場合には、発注者が設計者に変更（修正）設計業務を申し込む場合がある。その際には別途、発注者と設計者が契約を締結する（随意契約）。

# Ⅶ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 6. 調査等業務における三者協議会の取扱い

GL-P53参照

### 調査等業務における三者協議会の取扱い

- ◆ 設計者は、三者会議への参加を依頼された場合には協力を行う。
- ◆ 調査等業務を発注する場合は、当該調査等業務が三者協議会の対象業務であり、当該調査等業務の成果に基づく工事を施工する際に三者協議会を開催する場合がある旨を特記仕様書に明示。

#### 【特記仕様書記載例】

##### ○-○ 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の請負人が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の請負人および受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

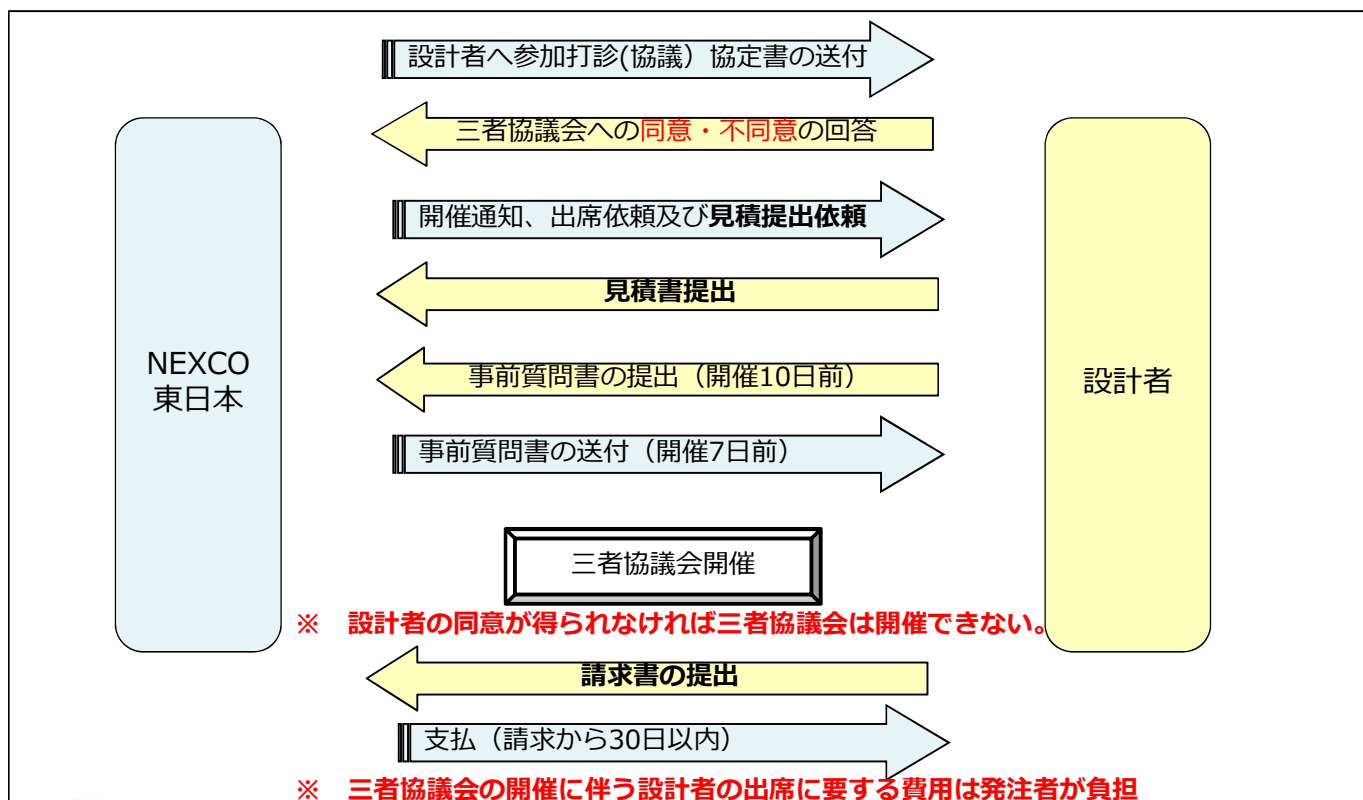
なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

67

## 《参考》三者協議会開催の手続き



【調査・設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

68

# Ⅶ. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)への協力

## 7. 三者協議会の具体事例

NEXCO

GL-P54~55参照

《参考》三者協議会後の取扱も含めた具体例を掲載

※三者協議会実施後に必要となる業務は随意契約により当初設計者に依頼

事例3	具体的内容
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ■ 道路 E インターチェンジDランプ橋耐震補強工事</li> <li>【 ■ ■ 道路のEインターチェンジDランプ橋他 1 橋の耐震補強工事】</li> </ul>
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ■ 道路 E インターチェンジ橋耐震補強設計 (株式会社 F 設計)</li> </ul>
三者協議会の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Dランプ橋耐震補強工事は、耐震補強用鋼板を圧入装置にて圧入し、橋脚を鋼板巻立てする計画</li> <li>✓ 施工に先立ち試掘を行った結果、転石（30cm前後）が確認され、現行の圧入方法では施工困難</li> <li>✓ 転石を破碎することを目的とした削孔ボーリングを追加し、鋼板巻立て厚さに変更（橋脚とボーリング孔芯の間隔確保）が生じることから耐震性照査のため、三者協議会を開催。</li> </ul>
三者協議会実施後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 株式会社 F 設計と「EインターチェンジDランプ橋鋼板巻き立て詳細図作成業務」を契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 株式会社 F 設計は、Eインターチェンジ橋耐震補強設計の受注者であり、「EインターチェンジDランプ橋鋼板巻き立て詳細図作成業務」における耐震性照査及び鋼板巻立て詳細図修正作成の施工期間の短縮が行えるとともに円滑な施工を図ることができる。</li> <li>➢ 上記より、契約事務処理要領第5条第1項5『継続調達』に該当するため、特命随意契約を実施。</li> </ul> </li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現場条件（転石発生）の変更に伴う、耐震性照査及び鋼板巻立て詳細図修正を速やかに実施することができ、円滑に工事を実施できた。</li> </ul>



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# Ⅷ. ケーススタディー

## 1. 積算基準の適切な運用、2. 設計変更の適正な実施

NEXCO

GL-P56~62参照

### ◆ ガイドラインに記載した内容について、具体的なケーススタディとして解説

#### 1. 積算基準の適切な運用

- 1.1. 積算基準が適用できない工種の積算方法(見積の活用)
- 1.2. 調整池設計の積算方法
- 1.3. 復元設計費用
- 1.4. 打合せ費用の適切な計上

#### 2. 設計変更の適正な実施

- 2.1. 道路設計における地形区分の変更
- 2.2. 協議過程で発生した追加資料の作成費
- 2.3. 構造物詳細設計における形式検討の追加
- 2.4. 構造物設計における類似構造物の取扱い
- 2.5. 追加になった比較検討用資料の取扱い
- 2.6. 打合せ等による業務中の条件変更に係る追加費用の取扱い
- 2.7. 部分使用後の成果品の修正の取扱い
- 2.8. 一式で計上されている打合せ費用の変更について



【調査：設計の品質の確保・向上のための説明会2018】設計変更GL

# X. 巻末資料 I

## 1. 設計業務執行の留意点

### ■ 設計業務実施上の留意点の追加 (H30.7)

◆ 設計業務の実施の際に、組織や担当者による指示や対応の濃淡などにより、設計打合せ実施や業務管理の内容にバラツキが生じたりするなどの設計業務執行上の課題を解消するため、『設計業務実施上の留意点』を巻末資料に追加。

#### 事例目次内容

- 1: 業務の履行期間が十分でない(準備期間)
- 2: 業務の履行期間が十分でない(照査期間)
- 3: 業務の履行条件が曖昧
- 4: 業務打合せの回数
- 5: 業務打合せの時間
- 6: 業務打合せの内容
- 7: 部分引渡しを追加
- 8: 部分引渡しの内容
- 9: 部分使用の内容
- 10: プロポーザルの業務規模
- 11: 検討内容の解釈
- 12: 複数回にわたる検討

#### 1.1. 業務の履行期間が十分でない(準備期間)

内容	業務の履行期間が180日間あったが、受注後特記仕様書記載の貸与資料の貸与までに2カ月近く要し、実質の履行期間が圧迫された。
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 発注者は、発注時に、特記仕様書に「貸与資料」を記載するとともにそれらの成果品を契約締結後ただちに貸与できるように準備する。</li><li>➢ 業務の履行期間は、設計業務の場合、貸与資料の整理や設計条件の整理など履行期間の始まりから概ね1カ月の準備期間、業務完了後の1カ月の照査期間、成果品の製本・成果品電子データの提出等のための業務完了検査から履行期間未までの2週間程度を履行期間とは別に確保する必要がある。</li><li>➢ 供用中道路の構造物等の検討業務(例:耐震補強設計)などの場合、既往設計業務や現地条件の整理、業務実施方針の確定などの前準備に2~3カ月を必要とする場合もある。</li></ul>
改善の方向性	<p>⇒発注者は発注時に、準備(30日)・照査(30日)・成果品作成(2週間~1カ月)を履行期間と別に見込むことが必要。</p> <p>⇒受注者は、計画工程表(マイルストーン工程表)作成段階で、貸与資料の受領時期・打合せ時期や方針確定必要時期を示し、監督員と業務管理のポイントを十分に共有する必要がある。</p>

## おわりに

調査等請負契約における設計変更ガイドラインは、受発注者間の共通認識とするため調査等請負契約書及び調査等共通仕様書を補完するもので、当初契約、契約変更を中心にそれぞれの条文について理解しやすいように記載しています。

ただし、**業務を適切に履行するためには、本ガイドラインに記載した条文以外についても理解が必要です。**

受発注者双方が、各種条文に対する理解を深め、コミュニケーションを円滑にとり適切な契約の履行に努めなければなりません。



# 施工管理業務に関する取組について

平成30年8月

あなたに、ベスト・ウェイ。



73

## 施工管理業務に関する取組について 目次

- (1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等 . . . 75
- (2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設 . . . 75
- (3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化 . . . 77
- (4) 中長期的な業務規模の公表 . . . 79
- (5) 管理員単価、諸経費率の改訂等 . . . 80



# 施工管理業務に関する取組について



## (1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等

(平成29年2月～)

① 実配置に基づいた契約	● 受注者による管理員の配置提案に基づき契約
② 資格要件の拡大	● 管理員Ⅰの資格要件に「土木施工管理技士1級」を追加 (⇒ 管理技術者に求める格は、管理員Ⅰ又はⅡ)
③ 経験対象の拡大	● 管理員Ⅱを担当技術者として配置する場合に限り、求める経験に「国交省の発注者支援業務(積算技術・工事監督支援)」を追加

## (2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設

(平成30年6月～)

① 管理員Ⅳの新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若手技術者等の新規参入の為、管理員を補助する管理員Ⅳ(技術補助員)を新設</li> <li>● 公的資格を取得するまでの期間においても、管理員の指導のもと、現場経験を積むことが可能</li> </ul>
-----------	--

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～施工管理業務～

75

## 《参考》管理員の格及び資格要件等



格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格、経験または経歴	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※ <sup>1</sup> a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験※ <sup>2</sup> ※ <sup>4</sup> ※ <sup>5</sup>	a) 管理員Ⅱ b) 5年以上かつ管理技術者として3年以上※ <sup>3</sup>	a) 管理員Ⅲ b) 3年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※ <sup>6</sup>

表-1 資格要件

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
技術士(総合技術監理部門※ <sup>7</sup> )	○	○	○	
技術士(建設部門※ <sup>8</sup> )	○	○	○	
技術士(農業部門※ <sup>9</sup> )	○	○	○	
技術士(森林部門※ <sup>10</sup> )	○	○	○	
技術士補(建設部門)			○	
技術士補(農業部門)			○	
技術士補(森林部門)			○	
RCCM※ <sup>11</sup>	○	○	○	
土木学会(特別上級技術者※ <sup>12</sup> )	○	○	○	
土木学会(上級技術者※ <sup>12</sup> )	○	○	○	
土木学会(1級技術者※ <sup>12</sup> )		○	○	
土木学会(2級技術者)			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●: NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」)、旧日本道路公団(以下「JHJ」)をいう。

※6: 業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める

(抜粋の為、詳細は資格要件等を確認すること)



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～施工管理業務～

76

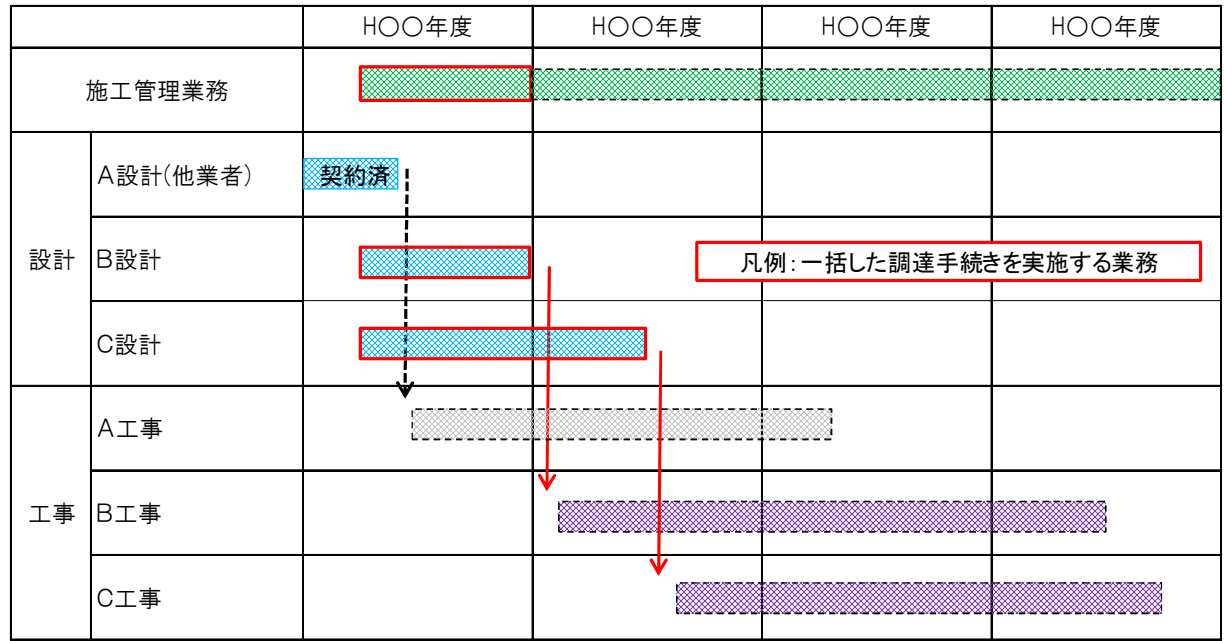
## (3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化 (平成30年7月～)

① 設計・施工管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で設計と施工管理業務を一括して調達する取組を実施</li> <li>● 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等技術者の経験機会を創出</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成29年6月～)</p>
② 設計業務調達時の評価項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社が発注する土木設計業務(道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計)の調達時(簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式(条件付一般競争入札))の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加</li> </ul>

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～施工管理業務～

## 《参考》設計と施工管理業務の一括調達手続きのイメージ

- 特定更新事業等の設計業務と施工管理業務を一括した調達手続きで実施
- 対象とした設計業務による工事の施工管理を実施



【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～施工管理業務～

## (4) 中長期的な業務規模の公表

(平成30年2月～)

① 見通し公表の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施工管理業務は、すべての競争契約案件を公表対象</li> <li>● 公表頻度は、2回／年 ⇒ 4回／年 に変更</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成28年2月～)</p>
② 中長期的な業務規模の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既契約業務、新規発注業務も含め、向こう3ヶ年程度の業務規模を公表</li> <li>● 長期的な業務計画を立て易くなることや、新規案件への競争参加に向けた検討が可能</li> </ul>

中長期的な業務規模の公表(平成30年2月) <https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h30/0219/>

【調査・設計業務の品質確保・向上説明会2018】～施工管理業務～

79

## (5) 管理員単価、諸経費率の改訂等

(平成30年3月～)

① 管理員単価の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土交通省における、公共工事設計労務単価及び設計業務委託費等技術者単価の見直しに準じて、毎年管理員単価の見直しを実施(5年間で約2割の増)</li> </ul>
② 諸経費率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国交省の発注者支援業務積算基準の業務内容、施工管理業務の業務実態を踏まえ、その他原価率(<math>\alpha</math>)を30%⇒35%に引上げ</li> </ul>
③ 継続随契の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施工管理業務の継続契約の対象業務に、『当初契約から起算し概ね10年を限度』を明記し、事業計画の立案を支援</li> <li>● 管理技術者について、業務の継続性等に配慮したうえで、同等程度の業務実施上の能力を有する者へ継続契約時に交代できることを明記</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成30年6月～)</p>